

放課後子ども教室参加児童募集!

～放課後の小学校を安心・安全な子どもたちの活動場所に～

令和8年度の「放課後子ども教室」の参加者を募集します。

「放課後子ども教室」では、放課後の学校を会場に、ボランティアスタッフとして協力いただく地域の人たちの見守りの中で、子どもたちがのびのびと遊んだり、地域の人たちと楽しく活動できるよう取り組みます。

この活動を通じて、子どもたちが人とのつき合い方を学び、自分の考えをしっかりと伝える子どもが増えていくことを願っています。

(会場は小学校ですが、学校が行う事業ではありません。)

◎申込方法

電子申請「三原市放課後子ども教室参加申込」

下記 URL またはQRコードを読み取り、入力フォームに記入後、送信してください。

URL <https://logoform.jp/form/UQ6D/1287293>

QRコード



(全教室共通)

参加申込はこちら!

※今年度につき、継続して参加される方も参加申込が必要です。

※用紙での申し込みをご希望の場合は、生涯学習課に申し出てください。

◎申込期限 令和8年3月2日(月)

問い合わせ・連絡先

「放課後子ども教室」は、三原市教育委員会が主催します。

☆ 生涯学習課(三原市役所6階) 電話:0848-67-6147

申込にあたっての注意事項

- ・通学している学校で実施する子ども教室への参加となります。
- ・祝日や長期休業中、学校行事がある日は教室を行いません。
- ・教室ごとに開催日や実施形態が異なりますので、詳しくは電子申請「三原市放課後子ども教室参加申込」を十分ご確認ください。
- ・帰宅方法を「保護者の迎え」としている教室は、各教室が指定する時間までに、必ず迎えに来てください。
- ・**教室参加へは、スポーツ安全保険等への加入が必要です。**
- ・利用料は無料ですが、保険未加入者は**スポーツ安全保険料800円／年が必要です。**
(児童クラブと共通の保険なので、児童クラブに入会している児童は800円の負担は不要です。)
申込希望者には後日保険料の納付書を送りますので、**必ず指定の期日までに金融機関等で納付をお願いします。**市が一括して加入手続きを行いますので、**教室の開始日から保険が適用されます。**
- ・教室によっては、児童クラブとの同時入会ができないところがあります。
- ・教室により、活動中の児童の写真、動画等を撮影し、教室だより、インターネット媒体(ホームページ、各種 SNS 等)、外部メディア(新聞、テレビ等)に掲載、提供することがありますので、撮影を希望されない方は各教室のコーディネーターに御申出ください。



すぐーるに登録してください！

教室の開催日など、子ども教室に関する連絡はすぐーるで行いますので、参加申し込みとあわせて、必ずすぐーるの各放課後子ども教室チャンネルへ登録してください。

登録方法

右ページ「三原市放課後子ども教室一覧表」の各教室QRコードを読み取って、登録してください。
※すでに登録済みの方は、新たに登録する必要はありません。



ルールを守って、感謝の気持ちを忘れず・・・

「放課後子ども教室」は、ボランティアスタッフとして参加していただく保護者や地域の方々の協力によって運営されています。

参加にあたっては、子どもたちの活動を支えるスタッフへの感謝の気持ちを持ち、指示に従うよう、お子さんに伝えてください。

- ・危険なこと、やってはいけないことについては、はっきり注意します。
- ・児童は、学校終了後に直接参加します。欠席したり途中で帰るときは、必ずスタッフへ伝えて帰らせてください。
無断で欠席した児童について、自宅へ追跡確認等を行いません。
- ・スタッフは、子どもたちが自主的に宿題に取り組むよう働きかけますが、しない子どもに無理やり宿題をさせたりはしません。
宿題を終わらせてから帰らせたいと思われたら、ご家庭でも、お子さんと話をしてください。

開催日の朝は、放課後子ども教室の参加について、お子さんと再確認をお願いします。

“放課後子ども教室”スポーツ安全保険のご案内

1 スポーツ安全保険とは

「放課後子ども教室」に安心して参加していただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、加入していただいています。

この保険は、(公財)スポーツ安全協会が契約者となり、三原市放課後子ども教室の構成員を被保険者として、保険会社との間に「傷害保険」及び「賠償責任保険」を一括契約します。

○対象となる事故の範囲

教室での活動中	教室管理下における団体活動中の事故
教室からの帰路	教室実施場所と被保険者の住所との通常の経路途中の事故

2 加入手続き

参加申込み内容により、市が一括して加入手続きを行います。

3 保険期間

放課後子ども教室の参加日から令和9年3月31日までです。

4 補償内容

傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額	突然死葬祭 費用保険 支払い限度額
死 亡	後遺障害 (最高)	入 院 (日額)	通 院 (日額)		
3,000 万円	4,500 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 葬祭費用 180万円

- ◆ 入・通院保険金の支払いは、治療日数(入院日数及び実通院日数)1日目から補償。
- ◆ 入・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

5 事故のときは

市が手続きをとりまとめて行います。

このときに、①事故の日時、場所、状況 ②傷害の内容 ③医療機関名、治療期間(見込み)等をお知らせいただきます。また、病院を受診した際の領収書等を大切に保管しておいてください。

なお、本人記載が必要な書類については、整理して市から保護者へ依頼します。

※ さらに充実した補償内容の保険が必要な方は、各自で必要な保険への加入を検討してください。